

奈良県告示第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、椎木土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事 小林 茂明 大和郡山市椎木町六五九

〃 大橋 正昭 〃 四三五

〃 西川 逸人 〃 四六六

監事 杉阪 武憲 〃 五三七―三

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事 杉阪 武憲 大和郡山市椎木町五三七―三

監事 小林 茂明 〃 六五九